

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

株式会社大和証券グループ本社

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 69 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）並びに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

株主の皆様に対し、株主総会に当たっての情報の開示方法を多様化することができるよう、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、取締役の書面又は電磁的記録による意思表示に基づき取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議方法）に第 2 項を新設するものであります。

株主の皆様に対し、配当を機動的に実施することができるよう、変更案第 45 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）の施行により現行定款中に定めがあるものとみなされた事項を反映して、第 6 条、第 19 条及び第 39 条を新設するとともに、現行定款第 10 条（変更案第 11 条）及び現行第 41 条（変更案第 44 条）につき、所要の変更をいたします。

上記のほか、単元未満株式についての権利の明確化（変更案第 8 条）など全般に亘って所要の規定変更を行うものであります。

- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度の認知度が高まっていることから、公告閲覧の利便性の向上や公告費用の削減等に鑑み、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります（変更案第 4 条）。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社大和証券グループ本社と称する。</p> <p>2 英文では、Daiwa Securities Group Inc.とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 証券取引法に規定する証券業</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業</p> <p>(3) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務</p> <p>(4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務</p> <p>(5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務</p> <p>(6) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務</p> <p>(7) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務</p> <p>(8) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務</p> <p>(10) 信託業法に規定する信託業</p> <p>(11) 生命保険の募集及び損害保険代理店業務</p> <p>(12) 証券事務処理に係る業務</p> <p>(13) 出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務</p> <p>(14) 教育・文化に係る業務</p> <p>2 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>((1) から (14) まで現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(委員会等設置会社) 第5条 当社は、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)に規定する、委員会等設置会社として、同法第2章第4節の特例の適用を受ける。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(会社の発行する株式の総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>40億株とする。ただし、株式の消却があった場合、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、40億株とする。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(株券の発行) 第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>単元未満株式の買取請求権その他の会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</p> <p>3 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、執行役が選定し、これを公告する。</p> <p>(氏名、住所、印鑑等の届出)</p> <p>第11条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)及び株主名簿に記載又は記録された質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の名義書換代理人に届出なければならない。</p> <p>2 前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届出なければならない。</p> <p>3 前2項の事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第12条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合には、執行役の決定により、一定の日時を定めてこれを公告し、その時における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者としてすることができる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わない。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p> <p>4 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役が定め、これを公告する。</p> <p>(氏名、住所、印鑑等の届出)</p> <p>第12条 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出なければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>

現 行	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(定時総会及び臨時総会)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎決算日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役会の決議をもって執行役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 執行役社長を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれに当る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主総会において議決権を行使することができる他の株主に限るものとする。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び執行役がこれに記名捺印するものとする。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会及び臨時株主総会)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役会の決議により執行役社長を務める取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 執行役社長を務める取締役を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名に限るものとする。</p> <p>(削 る)</p>

現 行	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち2名以上は、<u>社外取締役(商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会長及び副会長)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって<u>取締役中から取締役会長1名を定める。また、取締役会決議をもって取締役副会長若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役会長がこれを招集し、その通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(<u>取締役の員数</u>)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p>(<u>取締役の選任</u>)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の任期</u>)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会長及び副会長)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議によって取締役の中から取締役会長1名を選定する。また、取締役会決議によって取締役の中から取締役副会長若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役会の決議方法</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬) 第27条 取締役の報酬は、報酬委員会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>商法特例法第21条の17第4項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項に基づく取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法特例法第21条の17第5項で準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、商法特例法第21条の17第1項の行為による責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>(各委員会の設置) 第29条 当社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を設置する。</p> <p>2 各委員会は、<u>取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役であって当社の執行役でない者とする。また、監査委員会を組織する取締役は、当社もしくはその子会社(商法特例法第1条の2第4項にいう連結子会社を含む。)の執行役もしくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼務することができない。</u></p> <p>3 各委員会を組織する取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(各委員会の権限) 第30条 <u>指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>(各委員会の設置) 第29条 当社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を置く。</p> <p>2 各委員会は、<u>委員3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。また、監査委員会の委員は、当社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。</u></p> <p>3 各委員会の委員は、<u>取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(削る)</p>

現 行	変 更 案
<p>2 <u>監査委員会は、次に掲げる事項のほか、法令に定める権限を行う。</u></p> <p>(1) <u>取締役及び執行役の職務の執行の監査</u></p> <p>(2) <u>株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定</u></p> <p>3 <u>報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。</u></p> <p>(各委員会に関するその他の事項)</p> <p><u>第31条</u> 各委員会の権限及び運営に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会又は各委員会の決議により定める取締役会規則及び各委員会規程による。</p> <p>第5章 執行役</p> <p>(定員)</p> <p><u>第32条</u> 当社の執行役は、30名以内とする。</p> <p>(執行役の選任及び解任)</p> <p><u>第33条</u> 執行役の選任及び解任は、取締役会の決議をもって行う。</p> <p>(執行役相互の関係)</p> <p><u>第34条</u> 執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p><u>第35条</u> 執行役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第36条</u> 当社を代表する執行役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第37条</u> 取締役会の決議をもって執行役の中から社長1名を定める。また、取締役会の決議をもって執行役の中から副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第38条</u> 執行役の報酬は、報酬委員会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(各委員会に関するその他の事項)</p> <p><u>第30条</u> 各委員会の権限及び運営に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は各委員会の決議により定める取締役会規則及び各委員会規程による。</p> <p>第5章 執行役</p> <p>(執行役の員数)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(執行役の選任及び解任)</p> <p><u>第32条</u> 執行役の選任及び解任は、取締役会の決議によって行う。</p> <p>(執行役相互の関係)</p> <p><u>第33条</u> 執行役が2名以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p><u>第34条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第35条</u> 当社を代表する執行役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第36条</u> 取締役会の決議によって執行役の中から社長1名を選定する。また、取締役会の決議によって執行役の中から副社長、専務及び常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p> <p><u>2</u> <u>執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>商法特例法第21条の17第6項</u>で準用する<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項</u>に基づく執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項</u>の執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第39条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第40条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第41条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第42条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第7章 計 算</u></p>
<p><u>第6章 計 算</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)</p>
<p>(<u>営業年度</u>)</p>	<p><u>第43条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p><u>第40条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p>
<p>(<u>利益処分</u>)</p>	<p><u>第44条</u> 当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p><u>第41条</u> 当社の利益金は、法令の定めに従い、株主総会又は取締役会の決議をもって処分する。</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p>
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p>	<p><u>第45条</u> 当社の期末配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払うものとする。</p>
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p>	<p><u>2</u> 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。</p>
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p>
<p><u>第42条</u> 当社の利益配当金は、毎決算日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払うものとする。</p>	<p><u>2</u> 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。</p>
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p>
<p>(<u>配当金の支払</u>)</p>	<p><u>2</u> 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>利益配当金及び中間配当金が</u>、支払開始の日から5年以内に受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>剰余金の配当としての金銭が</u>、支払開始の日から5年以内に受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>

以 上